

財務省告示第三百七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成十八年七月十八日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成十八年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百四十六回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一  
条第一項及び国債整理基金特別  
の法律及びその  
の条項

三 振替法の適用等 号）第五條第一項  
社債等の振替に関する法律（平  
成十三年法律第七十五号）以下  
「振替法」という。）の規定の適  
用を受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、「価格競  
争入札」と同時に「価格競争入札  
あつて、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし  
、価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格  
とするものによる発行（以下「非  
競争入札発行」という。）、「非  
競争入札発行」という。）、「非

競争入札発行」という。）、「非  
競争入札発行」という。）、「非



七										六																		
イ					二					八					イ													
払込金					争入札					争入札					争入札													
額					額					額					額													
争額					争額					争額					争額													
争額					争額					争額					争額													
二	二	一			千	利	第	国		千	利	第	国	二	利	第	国	百	つ	定	金	千	額	発	第	う	億	額
百	万	兆			三	付	一	債		四	付	一	債	百	付	一	債	二	付	一	債	千	面	行	十	円	面	
億	円	五			百	国	項	整		六	国	項	理	億	国	項	理	七	は	基	別	四	金	し	、	金		
八	千	三			五	債	の	理		十	に	規	基	六	に	規	基	、	づ	会	九	額	た	条	財	額		
千	百	百			十三	つ	定	金		七	つ	定	金	千	つ	定	金	額	き	計	十	で	利	第	融	で		
七	百	三			億	い	に	特		億	い	に	特	六	い	に	特	三	額	発	法	五	三	付	一	資	一	
百	三	十九			円	て	基	別		円	て	基	別	万	て	基	別	千	面	行	第	万	千	国	項	資	兆	
八	十九	億				、	づ	会			、	づ	会	五	、	づ	会	百	金	した	条	、	百	に	規	金	五	
十七	億	六			額	き	計	法		額	き	計	法	五	額	き	計	五	で	利	第	、	九	つ	定	特	千	
万	六	千			面	発	行	第		面	発	行	第	万	面	発	行	五	一	付	一	、	十	い	に	会	百	
千	八	百			金	行	した	五		金	行	した	五	万	金	行	した	五	兆	国	項	、	五	は	基	計	二	
九	百				額	した	た	条		額	した	た	条	円	額	した	た	条	三	に	規	、	六	、	法	十	三	
百					で	た	条			で	た	条		円	で	た	条		千	に	規	、	六	、	法	十	三	



十 十  
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別  
払 過 札 格 第 参  
込 利 発 競 加  
み 子 率 行 争 非 者

(一) 年  
○ 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は、払込金額に追加した金額を第  
二式により算出した金額に第  
二式に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9 \times \frac{3}{100}}{365}$$

十 四  
初 期 利 子

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
ものとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
については、前記(一)の算式に  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額  
へただし、当該国債を発行時  
に、又は外国法人である場合  
に、前記(一)の算式により算  
した金額に当該非居住者又は  
た法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額を控除  
することができる。

平成十九年一月十五日を  
とし、次の算式により算した  
金額を支払う。ただし、支払  
が銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	償還期	償還金額	元利支	払場所	入札参加	払込期日
後第二期	以後	限り	支額	所	加	日
毎	を	て	利	日	財	平
年	支	、	子	本	務	成
一	払	そ	を	銀	大	十
月	期	の	支	行	臣	八
十	と	日	払		か	年
五	し	以	う		ら	七
日	、	前	。		通	月
及	各	六			知	十
七	支	月			を	八
月	払	間			受	日
十	期	に			け	
五	に	属			た	
日	お	す			者	
	い	る				